

役員の報酬並びに費用に関する規程

平成15年3月20日制定

(総則)

第1条 一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定める。

- 一 常勤役員とは、週3日以上勤務する役員をいう。
- 二 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- 三 役員報酬とは、協会が役員に対し、役員としての業務の執行の対価として支払うものをいう。
- 四 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費等の経費をいう。

第3条 削除

(常勤役員の報酬)

第4条 常勤役員の報酬は、月額とし、次に掲げる役員に対しそれぞれに定める額の範囲内で支給する。

- | | |
|------------|----------|
| 一 会長 | 850,000円 |
| 二 副会長、常務理事 | 800,000円 |
| 三 理事 | 750,000円 |

2 会長は、理事会の承認を受け、個々の役員の勤務態様等に応じ、前項に規定する報酬の額を減じて支給することができる。

第5条 削除

第6条 削除

(非常勤役員の報酬)

第6条の2 非常勤役員の報酬は、個々の役員の勤務態様等に応じ、理事会の承認を受け会長が別に定める。

(費用)

第7条 役員がその職務の遂行に当たって必要な旅費については、「旅費規程」に基づき支給する。

- 2 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする役員に対し、毎月その役員が負担する運賃の額を支給する。その運賃の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法によって算出する。
- 3 非常勤役員に対して、協会より特別の任務として講師及び原稿執筆等を依頼した場合に、別に定める講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(役員報酬の支給日と支給方法)

第8条 役員報酬の支給日は、毎月16日とする。その日が日曜日、休日に当たるときは、17日、その日が土曜日に当たるときは、その前日とし、かつその日が休日に当たるときは、18日とする。

(新たに役員になった者の役員報酬)

第9条 月の初日以外の日において、新たに役員に任命された者に対する任命当月分の報酬については、第4条に規定する金額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員になった日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗

じて得た額を支給する。

(役員でなくなった者の報酬)

第10条 月の末日以外の日において、役員を退職し、又は解任された者に対する退職当月分又は解任当月分の報酬については、第4条に規定する金額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額に、当該月の初日からその者が役員を退職し、又は解任役員になった日までの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。

2 月の末日以外の日において、死亡した役員に対する死亡当月分の報酬については、第4条に規定する金額の全額とする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定める給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日の前日から引き続き同一の種別の役員で、そのものを受ける本給月額が同日において適用されていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置の廃止)

第2条 施行日の前日から引き続き同一の種別の役員で、そのものを受ける本給月額が同日において適用されていた本給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほかその差額に相当する額を本給として支給する経過措置は、廃止する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。